○叙勲

旭日双光章を授ける　横倉　隆雄
旭日双光章を授ける　宮城　義治
旭日単光章を授ける（以上三月十日）　渡辺　武
旭日単光章を授ける（三月十一日）　西坂　親
旭日双光章を授ける
　實川　忠平　鈴木　敬　加藤　靜己
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）　東山　肇
旭日双光章を授ける
　中島　福三
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）　古川　徹夫
　逢澤　英雄
瑞宝中綬章を授ける
　岡積　常治
瑞宝小綬章を授ける
　内山　六郎　石井　文雄　池田　威信
瑞宝双光章を授ける（各通）
　藤澤　範男　八重樫謙一　能登理恵子　齋藤　儀一
　岡村　克正
　青木　龍雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十日）
　圀野　良一　濱田　竹彦　森　繁
瑞宝双光章を授ける（各通）
　土井　裕之　永野　稔
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　（大阪教育大学名誉教授）　安福　純子
瑞宝単光章を授ける（以上三月十四日）
　栗田　利實　伊藤　英一　上西　優
　太田　育子　小野　環　小林　利直
　柴野　薦
瑞宝小綬章を授ける
　（広島県福山地区消防組合消防
　正監）　芝吹　和英
　玉井　利夫　西山　康彦　古川　義久
　山田　義章　吉川　幸男
瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝中綬章を授ける
　五十井義韶　岩井　義則
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　青木　文夫　猪狩　紀　内田イワ子
　大山　治美　佐伯　泰彦　坂井　雄義
　新田　清　野村未三男　平山　秩
　福山　賢道　宮原　満義　毛内　正文
瑞宝双光章を授ける（各通）
　打越　利行　海江田正直　小玉　敏泰
　齋藤　進厚　渋谷　哲也　福山　明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
　伸村　栄次
瑞宝小綬章を授ける
　奥原　文良
　伊井　光保　内田
瑞宝双光章を授ける（各通）
　細井　孝　本行　巖二　要
瑞宝小綬章を授ける
　内山　六郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
　井手　稔　功　鎌田　政己　塩屋　重治
　島田　功　松岡　芳実　丸山　茂夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）
　森田四郎平　山田　勝雄　廣澤　元夫
　鈴木　嘉一　田邉　一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　栗田　武
瑞宝単光章を授ける（以上三月十四日）
　三上　雅規
瑞宝小綬章を授ける
　須藤　勝美
瑞宝双光章を授ける
　（滋賀県警視）　堤　伸一
瑞宝単光章を授ける（以上三月十五日）
　石川　惠宥
瑞宝双光章を授ける（三月十六日）

　（神戸大学名誉教授）　廣田　正敏
瑞宝中綬章を授ける
　（埼玉県朝霞地区一部事務組合
　消防司令）　宮原　芳夏
　盛永　秋夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
　河野　知曉　嶋本　吉晃

官　庁　報　告

官　庁　事　項

中央卸売市場整備計画の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第５条第１項及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第４条の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする中央卸売市場整備計画を次のとおり定めたので、同法第５条第４項の規定により公表する。

平成 28 年４月１日　　農林水産大臣　森山　**裕**

中央卸売市場整備計画

第１　計画の期間

平成28年度から平成32年度までとする。

第２　運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

別添１のとおりとする。

第３　取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

別添２のとおりとする。

第４　施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

別添３のとおりとする。

第５　その他

中央卸売市場における施設の整備及び管理については、卸売市場としての経営戦略に即し、開設者及び市場関係業者が一体となって取り組む。

また、中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する。

（別添１）

運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第２の１の(3)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場	該当なし	
上記以外の中央卸売市場	いわき市中央卸売市場	花き部について、平成28年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。

（別添２）

取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

中央卸売市場の名称	設定又は変更を必要とする取扱品目
東京都中央卸売市場（新設市場―豊洲地区）	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品